

関西パビリオンの設置及び運営の終了に伴う条例等の整備について

令和 8 年 1 月 22 日
本 部 事 務 局

1 目的

大阪・関西万博での関西パビリオンの設置及び運営の終了に伴い、関連する条例等の整備を行う。

2 整備の概要

(1) 財務関連

① 関西広域連合2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例 [別添 1]

→ 廃止(関西パビリオンの設置及び運営のための基金を設置する条例を廃止)

施行日：令和 8 年 9 月 1 日

② 関西広域連合負担金規則

→ 負担金の種類及び算出方法から、関西パビリオン設置運営事業費負担金に関する内容を削除

施行日：令和 8 年 9 月 1 日

(2) 組織関連

① 関西広域連合事務局設置条例

[別添 2]

→ 事務局の所管事務から、関西パビリオンの設置及び運営に関する事務を削除

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

② 関西広域連合組織規則

→ 事務局の分掌事務から、関西パビリオンの設置及び運営に関する事務を削除

関西パビリオン館長及び関西パビリオン副館長の職に関する内容を削除

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

③ 関西広域連合委員会委員の分掌事務に関する規程

→ 委員の分掌事務から、関西パビリオンに関する内容を削除

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

3 条例改廃の今後の予定

令和 8 年 2 月 28 日 広域連合議会に条例案提出

関西広域連合 2025 年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例の廃止について

1 廃止の理由

大阪・関西万博の閉幕に伴い、関西パビリオンの設置及び運営のために制定した基金を設置する条例を廃止する。

2 内容

関西広域連合 2025 年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例を廃止する。

3 施行日

令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

4 条例廃止案

関西広域連合条例第 号

関西広域連合2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例
を廃止する条例

関西広域連合2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例（令和
4 年関西広域連合条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

関西広域連合事務局設置条例の一部改正（案）について

1 改正の理由

大阪・関西万博の閉幕に伴い、関西パビリオンの設置及び運営に関する事務が令和 8 年 3 月 31 日をもって終了することから、所要の改正を行う。

2 改正内容

本部事務局、広域観光・文化・スポーツ振興局及び広域産業振興局の所管事務に関する規定から、関西パビリオンの設置及び運営に関する事務について規定する部分を削除する。

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

4 条例改正案

関西広域連合条例第 号

関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例

関西広域連合事務局設置条例（平成22年関西広域連合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中エを削り、オをエとし、同条第 3 号及び第 4 号中「(大阪・関西万博におけるパビリオンの設置及び運営に関する事務を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

関西広域連合事務局設置条例 新旧対照表

改正後	現 行
第 1 条 省略 (事務局の所管事務) 第 2 条 事務局が所管する事務は、次のとおりとする。 (1) 本部事務局 ア～ウ 省略 (削除) エ 省略 (2) 省略 (3) 広域観光・文化・スポーツ振興局 規約第 4 条第 1 項第 1 号ア（広域にわたる観光、文化及びスポーツの振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 3 号に掲げる事務 (4) 広域産業振興局 規約第 4 条第 1 項第 1 号ア（広域にわたる産業振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 4 号に掲げる事務 (5)～(7) 省略 第 3 条以下 省略	第 1 条 省略 (事務局の所管事務) 第 2 条 事務局が所管する事務は、次のとおりとする。 (1) 本部事務局 ア～ウ 省略 エ <u>規約第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事務のうち、令和 7 年に開催される国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）におけるパビリオン（国際博覧会において設けられる展示館をいう。以下同じ。）の設置及び運営に関する事務</u> オ 省略 (2) 省略 (3) 広域観光・文化・スポーツ振興局 規約第 4 条第 1 項第 1 号ア（広域にわたる観光、文化及びスポーツの振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 3 号 <u>（大阪・関西万博におけるパビリオンの設置及び運営に関する事務を除く。）</u>に掲げる事務 (4) 広域産業振興局 規約第 4 条第 1 項第 1 号ア（広域にわたる産業振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 4 号 <u>（大阪・関西万博におけるパビリオンの設置及び運営に関する事務を除く。）</u>に掲げる事務 (5)～(7) 省略 第 3 条以下 省略